

標 題：

SHIPBOARD OIL POLLUTION  
EMERGENCY PLAN

# NKテクニカル インフォメーション

No. : 138

Date : 平成 6年 5月31日

関係船主各位

NK テクニカルインフォメーション No.113 (平成5年 3月26日付)で、お知らせしましたように、MARPOL73/78 条約附属書Ⅰ第26規則により、150GT 以上の油タンカー及び 400GT以上の油タンカー以外の船舶で1993年 4月 4日より前に引き渡された船舶は、1995年 4月 4日以降、船上に「油濁防止緊急措置手引書」を備えつねなければなりません。

以下に、テクニカルインフォメーション No.113 の補足説明を致します。

## 1. 油濁防止緊急措置手引書の内容について

日本籍船舶に対しては、(株)成山堂 (TEL 03-3357-5861) で発売しています標準書式をご使用ください。

本書式には、第1号様式：外航タンカー用  
第2号様式：外航ノンタンカー用  
第3号様式：内航タンカー用  
第4号様式：内航ノンタンカー用 があります。

その他の船舶に対しては、上記標準書式の第1号様式及び第2号様式が和英併記されていますので、これらを使用することができます。

また、外国籍船に対しては上記様式以外にInternational Chamber of Shipping (国際海運会議所) が標準 model (英文) を発売しておりますので、こちらをご利用下さっても結構です。

同会議所の連絡先： International Chamber of Shipping

Address: 2-5 Minories, London, EC3N 1BJ, UK

Tel No: + 44 71 7022200, Fax No: + 44 71 7029509

Contact: Mr. Alec Bilney or Mr. Neil Chambers

## 2. 油濁防止緊急措置手引書の承認、検査及び証書の発給について

船籍国政府又は本会の承認を受けた手引書を本船に備付け、その後検査を受けなければなりません。承認、検査及び証書の発給の取扱いが船籍国政府によって異なります。

### 2.1 承認、検査及び証書の発給を行う機関

(1) 日本籍船舶については、テクニカルインフォメーション No.113 にてお知らせした通りです。

(2) 次の国籍を有する船舶については、NKが承認、検査及び条約証書の発給を行います。

パナマ、リベリア、バハマ、バヌアツ、香港、シンガポール、ルクセンブルグ、  
モーリシャス、キプロス、ミャンマー、ベリーズ、ブルネイ、イラン、キリバス、  
クウェート、モルジブ、マルタ、マーシャル諸島、アンチル諸島、パキスタン、  
スリランカ、セント・ビンセント、タイ、ベトナム、リビア

(3) 次の国籍を有する船舶については、船籍国政府が直接手引書の承認を行います。なお、検査及び条約証書の発行はNKが行います。

ギリシャ（ギリシャ語で作成する必要有り），オーストラリア，オランダ  
インドネシア

- (4) 上記(1)，(2)及び(3)以外の国籍を有する船舶については，都度本会にお問い合わせ下さい。

## 2.2 承認手続き

### (1) NKが承認する場合

NK機関部又はNK国内支部（榑成山堂発売の標準書式を使用する場合に限る）に1部（インド籍船及びクウェート籍船は2部）提出願います。

提出の際には次の事項を記載した申込書，あるいは検査申込書を添付願います。

- ①申請者の住所，氏名又は名称，電話番号，担当者氏名
- ②船名
- ③船級番号
- ④検査予定日及び予定場所
- ⑤承認後の手引書の返却先

### (2) 船籍国政府が直接承認する場合

この場合は，船主，用船者等が直接当該政府に承認申請を行って下さい。